

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 15 日現在

機関番号：12603

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2016

課題番号：25870206

研究課題名(和文) イスラーム金融におけるイスラーム性形成の実証研究：マレーシアの事例

研究課題名(英文) Empirical Study on the Creation of Islamic Concepts and Characteristics in Islamic Finance: A Case on Malaysia

研究代表者

福島 康博 (FUKUSHIMA, YASUHIRO)

東京外国語大学・アジア・アフリカ言語文化研究所・研究員

研究者番号：20598908

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究課題は、マレーシアのイスラーム金融機関が設けているシャリーア・ボードの焦点を当て、イスラーム金融がイスラーム性を形成する過程を明らかにすることを目的とする。調査の結果、以下のことが指摘できる。すなわちシャリーア・ボードは、シャリーア・レビュー機能、シャリーア調査機能、シャリーア監査機能を有し、この機能をはたすことによってシャリーアによる企業統治を行っている。そして、イスラーム金融商品や各種の業務、およびCSR活動などを通じて、イスラーム金融機関はイスラーム性を体現している。

研究成果の概要(英文)：This study aims to clarify the process of creation of Islamic concepts and characteristics in Islamic finance, focusing on a Shari'ah board which is organized by an Islamic financial institution in Malaysia.

As the result of research, it is possible to point out as follows. Firstly, a Shari'ah board has the three functions, that is, Shari'ah review function, Shari'ah research function, and Shari'ah audit function. Secondly, a Shari'ah board establishes Shari'ah governance with the above three functions. And thirdly, an Islamic financial institution realizes Islamic concepts and characteristics with Islamic financial commodities and services, some kinds of business operations, and CSR activities.

研究分野：マレーシア地域研究

キーワード：イスラーム金融 イスラーム法 シャリーア マレーシア シャリーア・ボード

1. 研究開始当初の背景

イスラーム金融をめくっては、日本では2008年に銀行法施行規則が改正され、イスラーム銀行業を営むことが可能になるなど、関心が向けられている。イスラーム金融の最大の特徴は、イスラーム法であるシャリーア (Shari'ah) を遵守するシャリーア・コンプライアンス (Shari'ah Compliance) の実践である。これは、各イスラーム金融機関が組織する、シャリーアの専門家からなる外部監査機関であるシャリーア・ボード (Shari'ah Board) が行うシャリーアに基づく企業統治、すなわちシャリーア・ガバナンス (Shari'ah Governance) によって担保される。

この結果、イスラーム金融機関は、シャリーア・ボードがその機能をはたすことにより、金融商品や各種業務、CSR活動などを通じてイスラームの特徴を体現する。そのため、イスラーム金融のイスラーム性の内容とその形成を理解するには、シャリーア・ボードの機能と役割の解明が必須である。

2. 研究の目的

本研究課題は、マレーシアのイスラーム金融、中でもイスラーム金融機関のイスラーム性を担保する存在であるシャリーア・ボードに焦点を当て、これを通じてイスラーム金融におけるイスラーム性がどのように形成されていくのかを、聞き取り調査や文献調査等を用いて明らかにすることを目的とする。

3. 研究の方法

研究目的の達成のため、4年の研究期間を通じて主に以下の四つの調査を行った。

(1)イスラーム金融機関とそのシャリーア・ボードを対象とする調査で、イスラーム金融機関の関係者、特にシャリーア・ボードの委員に対する聞き取り調査を実施した。

(2)イスラーム金融・経済政策に関連する調査として、先行研究に依拠しつつも、金融機関や中央銀行にて資料収集や聞き取り調査を実施した。

(3)イスラーム行政・司法およびシャリーアに関連する調査として、これらに関連する一次資料を、現地の図書館・資料室等を中心に収集した。

(4)マレーシアのイスラーム金融の特徴について、マレーシアの固有性とイスラーム諸国共通の趨勢とを峻別するため、インドネシアとの比較調査を行った。

4. 研究成果

(1)研究の主な成果

シャリーア・ボードとは、シャリーアを専

門とする複数の専門家によって組織される、シャリーアの観点から企業統治を行うことでイスラーム金融機関のイスラーム性を担保する、社外監査機関である。金融機関によっては Shari'ah Council, Shari'ah Committee, Shari'ah Body などと称したり、Shari'ah Advisory Board や Shari'ah Supervisory Board など advisory や supervisory などの単語が含まれる事例もある。ただ、担っている機能・役割は基本的に同じであるため、本報告書では特定の機関を指す場合を除き、表記をシャリーア・ボードで統一する。

イスラーム金融関連諸法

マレーシアでイスラーム復興運動が高まった1980年代初め、同国の最大多数派であるマレー・ムスリムを中心に、イスラーム金融の設置とそのための法律の整備を求める声が高まった。1981年に首相に就任したマハティール (Mahathir bin Mohamad) は一連のイスラーム化政策を導入したが、その一環としてイスラーム銀行法 (Islamic Banking Act 1983) が1983年に、翌1984年にはタカフル保険法 (Takaful Act 1984) がそれぞれ施行された。

これにより、従来型/イスラーム式、および銀行/保険という区分に則った4本の金融関連法が併存することになった。また、決済と為替に関する法律もそれぞれ施行されたことで、金融諸法の関係が複雑化した。この状況を解消するため、2013年にこれら6本の法律を廃止し、新たに従来型金融を対象とする金融サービス法 (Financial Services Act 2013, FSA) と、イスラーム金融を対象とするイスラーム金融サービス法 (Islamic Financial Services Act 2013, IFSA) という2本の法律に再編された。

マレーシアの法体系におけるIFSAの位置づけであるが、マレーシア憲法附則9によると、結婚や離婚、遺産相続などを対象とする家族法をはじめ、イスラームに関わる事柄は州法として、他方、金融に関する事柄は連邦法として施行されると定められている。イスラーム金融にはイスラームの特徴が含まれているものの、IFSAは連邦法として施行された。またこれに関連して、同国の司法体系は近代法に基づく普通裁判所と、イスラームに関連した州法に基づくシャリーア法廷が併存しているが、イスラーム金融に関する訴訟は、連邦法であるため普通裁判所の管轄に専属している。

その他のイスラーム金融産業としては、イスラーム式の公社債であるスクークが1990年より発行が始まった。投資信託では、1993年に初めてのイスラーム式投資信託が組成された。また証券委員会 (Securities

Commission)が、証券取引所であるブルサ・マレーシア(Bursa Malaysia)に上場している企業に対するシャリーア適格認定を、1997年から開始した。さらに2006年には、イスラーム不動産投資信託(Islamic REIT)が導入された。これらイスラーム金融商品は、中央銀行であるバンク・ヌガラ・マレーシア(Bank Negara Malaysia, BNM)や証券委員会が制定したガイドラインに基づいて運営されており、法律を根拠とするイスラーム銀行やタカフル保険とは異なる。

シャリーア・ボードの法的立場

マレーシアでは、市中のイスラーム銀行に対してはIFSAの30条が、中央銀行であるBNMに対してはマレーシア中央銀行法(Central Bank of Malaysia Act 2009)の30条が、それぞれシャリーア・ボードの設置を求めている。同様に、シャリーア適格株式の認定を行う証券委員会のシャリーア・ボードは、資本市場・サービス法(Capital Markets and Services Act 2007)の316条(A)の中で設置が定められている。

市中のイスラーム銀行のシャリーア・ボードの詳細は、BNMが発行する“Guidelines on the Governance of Shari'ah Committee for the Islamic Financial Institutions”(以下、「ガイドライン」と略記)によって規定されている。これによると、シャリーア・ボードは最低3名の委員によって構成されるものであり、コンサルティング会社への業務委託は認められない。委員の任期は2年で、再任は妨げない。シャリーア・ボードは外部統治機関であるため委員は非常勤職であり、後述するようにそれぞれ本職を有している。委員の任命は、銀行内の審査委員会での審査をへて取締役会にて決定される。なおインドネシアでは、委員の任命は株主総会で進むという違いがある。

委員の職務と利害関係をめぐっては、マレーシア国内の他のイスラーム銀行のシャリーア・ボードの委員を兼職することが禁じられている。ただし、同じ金融グループ傘下ならば、イスラーム銀行やタカフル保険会社など異なる業種の企業のシャリーア・ボードの委員の兼職は認められている。また、マレーシア国外のイスラーム金融機関のシャリーア・ボードとの兼職も可能である。なお、任期終了後は、他のイスラーム銀行の委員に就くことも、認められている。そのため、長期間にわたり、複数のイスラーム金融機関の委員を経験している者もいる。

BNMと市中のイスラーム金融機関それぞれのシャリーア・ボードの関係は、前者が後者に対して優越的な立場にある。IFSAの第28、29条によれば、市中銀行のシャリーア・ボードはBNMのシャリーア・ボードの決定に遵守

すること、BNMのシャリーア・ボードは市中銀行のシャリーア・ボードの不適切な委員を解任する権限を有すること、またシャリーアの解釈をめぐり市中銀行で判断がつかない場合は、BNMのシャリーア・ボードに助言を求めることが可能であること、などが規定されている。

シャリーア・ボードの役割

シャリーア・ボードの役割と権限、およびそれに対する責務は、BNM発行の“Shari'ah Governance Framework for Islamic Financial Institutions”(以下、「枠組み」と略記)およびIFSAで規定されている。

まず「枠組み」によると、シャリーア・ボードが有する機能として、業務や企業運営をシャリーアの観点から精査するシャリーア・レビュー機能、シャリーアに関する事項を調査するシャリーア調査機能、および監査を行いその結果を年次報告書内で報告するシャリーア監査機能の三点が挙げられている。またこの機能をはたすため、シャリーアに関する全ての決定、意見、見解に関してシャリーア・ボードが責任を負い情報公開すること、取締役会に対して助言すること、文書、契約書、合意書、広告、パンフレット、小冊子などの内容を確認すること、レビュー機能と監査機能に基づいて検査対象を査定すること、弁護士、会計士、コンサルタントなどの関係者を補佐すること、シャリーアに関する意見書を提供することなどが、シャリーア・ボードの役割であるとしている。

シャリーア・ボードの活動の実態として、二つの事例をみてみたい。一つは、バンク・イスラーム(Bank Islam Malaysia Berhad)の事例で、同銀行のシャリーア・ボードは、2008年7月から2009年6月の1年間に9回の会議を開催し、イスラーム金融商品とこれに関連する法的文書の承認、従来型銀行への預け入れからの利子収入など禁じられた事項からの収入の確認、融資契約のガイドラインの精査と承認、従業員の服装規定と社員向けトレーニング・プログラムの策定、財務諸表の確認、ザカートの算定、などを行った。

もう一つはCIMBグループの2012年の事例で、1年間で6回の定期会議を開催し、イスラーム金融商品・サービスに関する議案を50件、および企業向け融資の案件とその関連文書を35件扱った。

シャリーア・ボードとその委員が負う責務は、IFSAで明記されており、2013年の諸法再編の際に強化された点である。28、29条によれば、シャリーア・コンプライアンス違反

が発覚した場合は、早急これを停止するとともに 30 日以内に改善策を BNM に届けなければならない。また、シャリーア・コンプライアンス違反や手続きに不備があった場合は、懲役 8 年以下ないしは 2,500 万リンギ以下の罰金、あるいはその両方が科されると定められている。この規定は、シャリーア・ボードによるシャリーア・ガバナンスの徹底を求めるものであるため、筆者の聞き取り調査において「委員の負担が高まった」「職務遂行に慎重さが必要となった」「他銀行との横並びを意識せざるをえない」と指摘した委員が複数いた。

委員の特徴

マレーシア国内には、イスラーム銀行 20 行と従来型銀行 4 行がシャリーア・ボードを有している。筆者の調査によって、委員の属性・特徴について以下の点が明らかとなった。まず、委員の職に就いている者は 119 名で、男性 105 名、女性 14 名である。国籍は、マレーシア国籍 90 名、OIC 加盟国の国籍 27 名、OIC 非加盟国の国籍 2 名で、ほぼ 4 分の 3 がマレーシア人である。先述の「ガイドライン」によれば、委員になるための資格制度は存在しないが、イスラーム法源学 (*Usul al-Fiqh*) ないしはイスラーム商法・取引法 (*Fiqh al-Muamalat*) に関する専門的な資格知識・経験を有する者が適切であるとしている。

表 1 は、委員の学位取得状況を表している。これによれると、全員が学士(大卒)であり(うち 9 名が学士号を二つ取得)、修士号取得者は 113 名(うち 5 名が修士号を二つ取得)、博士号取得者は 88 名である。大学・大学院での専攻分野は、学士、修士、博士のいずれもイスラーム法学が最も多いものの、上位の学位ほどイスラーム金融やイスラーム経済を専攻した委員の比率が高くなる傾向にある。

専攻分野	学士	修士	博士
イスラーム法学	72	35	42
法学(近代法)比較法学	15	27	7
経済学、金融論、会計、経営学	8	14	7
イスラーム銀行/金融/経済	0	8	9
イスラーム研究	5	7	6
その他・不明	28	27	17
合計(のべ人数)	128	118	88

表 1 委員の学位の専攻分野
(出典：筆者作成)

表 2 は、学位の取得した大学・大学院の所在地を示している。学士号と修士号は、マレーシア国内で取得した委員がもっとも多いものの、上位の学位ほど OIC 加盟国、特にエ

ジプト(アズハル大学)あるいはイギリスでの留学経験者の比率が高まる傾向にある。

所在地	学士	修士	博士
マレーシア	53	44	26
エジプト	18	10	9
その他 OIC 加盟国	33	21	21
イギリス	1	15	33
その他 OIC 非加盟国	3	7	7
不明	20	21	3
合計(のべ人数)	128	118	88

表 2 委員の学位取得地
(出典：筆者作成)

表 3 は、委員の本職を表している。先述のように委員は非常勤職であるため、その大半が委員以外の職を有している。もっとも多い職業が大学や研究所などでの教員・研究者で、全体のほぼ 4 分の 3 を占めている。なお「金融機関」とは、シャリーア・ボードを有するイスラーム金融機関の従業員であり、シャリーア・ボードの事務局長として委員を兼務する事例を指す。

本職	人数
大学、研究所、学校(マドラサ、ポンドクを除く)	90
企業(金融機関を除く)	7
金融機関	7
弁護士、判事	4
会計士	1
公務員	1
ウラマー	2
フリーランス、退職	2
不明	6
合計(のべ)	120

表 3 委員の本職
(出典：筆者作成)

以上の調査結果は、イスラーム金融のイスラーム性形成における大学・大学院教育の重要性を示唆している。すなわち、マレーシア国内外で大学・大学院教育を受けた者が、シャリーア・ボードの委員として国内イスラーム金融のイスラーム性の形成に関与しつつ、同時に国内で教職・研究職に就くことで、その知識や実務経験が大学・大学院にもたらされている。

実際、筆者が聞き取り調査を行った 30 代、40 代の比較的若手の委員の中には、学部在学時にイスラーム金融に関心を持ち、修士課程ではエジプトでイスラーム法学を、博士課程ではイギリスでイスラーム金融を専攻し、マレーシアに帰国後は大学教員とシャリーア・ボードを兼任しているといった経験を語る委員もいた。1983 年に初めてのイスラーム銀行が創業して 30 年以上経過したことで、

同国の大学・大学院にて知の蓄積と委員の再生産が可能になったといえる。

イスラーム金融が体現するイスラームシャリーア・ボードは、その役割を果たすことによってイスラーム金融機関のイスラーム性を体現させる。具体例として金融商品、その他の業務運営、および社会貢献活動を指摘できる。

まず、イスラーム金融機関が提供するイスラーム金融商品は、シャリーアを遵守していなければならない。融資と預金、ゼネラル・タカフル（損害保険に相当）とファミリー・タカフル（生命保険に相当）、スクーク（イスラーム債）、イスラーム投資信託などのイスラーム金融商品は、近代以前からの伝統的な契約形態を用いることで投機性や利子などを禁じたシャリーアを体現している。そのようなイスラーム金融商品を提供することが、イスラーム金融機関の主要業務である。

このことをムスリム利用者からみると、イスラーム金融機関が提供しているイスラーム金融商品は、ムスリムが日常生活の中でイスラームを実践するうち、金融分野でイスラームに則った行動をとるための手段となっている。その意味では、イスラーム金融機関は、ムスリムがイスラームを実践する手段を提供しているといえる。

イスラーム金融が体現するイスラームの二点目は、イスラーム金融商品以外の業務運営によって表出される。銀行員に対するイスラームのトレーニング、店頭業務の担当者の服装から、パンフレットや広告などに至るまで、イスラーム金融機関がイスラームに即したものを提供できるよう、シャリーア・ボードが監修を行っている。

そして三番目は、イスラーム金融機関が行う CSR 活動である。ブルサ・マレーシアは、上場企業に対して 2015 年より、環境への対応や社会への貢献、CSR 活動などのサステナビリティ活動の実施と、これをまとめたその報告書の提出を義務付けている。これに基づき行われる CSR 活動としてイスラーム金融機関が積極的に行っているのが、ラマダーン月の断食明けに行われる食事会（イフタル、*Iftar*）である。孤児院関係者、ホームレス、授業員とその家族などを招きホテルやモスクで開催するイフタルは、ムスリムにとっては宗教実践であるが、現代企業におけるイスラームに基づいた CSR 活動ととらえることができる。同じく、ムスリムの宗教的義務であるザカート（*Zakat*、制度的喜捨）も、法人としてのイスラーム金融機関が財務諸表に基づいてシャリーア・ボードが算出し、毎年拠出している。

(2) 得られた成果の国内外における位置づけとインパクト

本研究課題はマレーシアのシャリーア・ボードを研究対象としたが、研究期間（2013-16 年度）が同国の国内法（IFSA）の大幅な改正と移行期であった。そのためシャリーア・ボードの委員の中には、改正前後で委員を経験している者が多く、法律の改正に伴うシャリーア・ガバナンスの変化への戸惑いや試行錯誤、そこから表出されるイスラームのあり方の違いなどが確認できた。

また、本研究課題によって明らかになった点として、シャリーア・ボードの委員の経歴を指摘できる。例えば中東諸国のシャリーア・ボードは、コンサルティングを専門とする者が、複数の金融機関の委員を兼任している事実が先行研究にて指摘されている。他方、本研究課題で指摘したマレーシアの事例は、兼任が禁止されているため大学研究者が中心であること、彼ら・彼女らから大学・大学院で学んだ二世代の委員も登場するなど、マレーシアのこの分野での層の厚さを明らかにした。なお、隣国インドネシアにおいては、委員となりうる者が少ないことと、イスラーム金融機関がマレーシア以上に多いことから、複数のシャリーア・ボードの兼任が容認されている。この点においても、マレーシアの独自性であることは明らかである。

(3) 今後の展望

本研究課題は、マレーシアのイスラーム金融のイスラーム性とそれを担うシャリーア・ボードの役割を明らかにすることを目的とするものであった。4 年間の研究期間を通じてマレーシアの特徴は明らかになったものの、その特徴や背景にどの程度マレーシア固有の要因が影響を与えているかを特定するには、他国の事例とのさらなる詳細な比較検討が必要である。

本研究課題では、比較対象としてインドネシアのイスラーム金融の事例を取り上げたが、UAE やサウジアラビア、クウェートなど中東湾岸諸国との多様な比較を行うことで、さらにマレーシアの独自性を特定することが可能になると推察される。

あるいは、各国のシャリーア・ボードの比較分析を行うことによって、国際的な動向と各国の個別的な特徴とを、多角的に把握することができると考えられる。このような調査研究が進むことで、今後の日本におけるイスラーム金融産業の展開に寄与できると考えられる。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 0 件)

〔学会発表〕(計 10 件)

福島康博、マレーシアにおけるイスラーム金融サービス法の施行とイスラーム金融機関への影響、日本金融学会春季大会、2016年5月14日、武蔵大学(東京都練馬区)

福島康博、イスラーム金融をめぐるイスラーム性：マレーシアの事例から、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所共同利用・共同研究課題「イスラームに基づく経済活動・行為」研究会、2016年3月13日、東京外国語大学(東京都府中市)

福島康博、イスラーム金融を中心とするイスラーム性の形成：マレーシアの事例から、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所共同利用・共同研究課題「イスラームに基づく経済活動・行為」研究会、2015年3月22日、東京外国語大学(東京都府中市)

福島康博、インドネシアのイスラーム金融入門、明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科主催 MBS ファイナンス・セミナー「イスラーム金融とインドネシア金融ビジネス事情」、2014年9月14日、明治大学駿河台キャンパス(東京都千代田区)

福島康博、イスラーム金融機関の CSR 活動：マレーシアの事例から、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所共同利用・共同研究課題「東南アジアのイスラームと文化多様性に関する学際的研究(第二期)」研究会、2014年7月13日、東京外国語大学(東京都府中市)

福島康博、マレーシアのイスラーム金融前史の範囲と視点、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所基盤研究「中東・イスラーム圏における人間移動と多元的社会編成」研究機関研究員発表会、2014年3月28日、東京外国語大学(東京都府中市)

福島康博、イスラーム金融諸法の再編・改正に対する考察：イスラームの視点から、日本マレーシア学会関東地区研究会、2014年2月1日、立教大学(東京都豊島区)

福島康博、中東からみたマレーシア：イスラーム金融の事例から、日本マレーシア学会研究大会、2013年12月15日、同志社大学(京都府京都市)

福島康博、マレーシアのイスラーム金融におけるシャリーアの適用とその範囲、アジア法学会秋期研究大会、2013年11月16日、立命館大学朱雀キャンパス(京都府京都市)

Yasuhiro Fukushima, Roles and

Qualifications of Shari'ah Board Members in Islamic Banks: A Case Study on Malaysia, NIHU Program for Islamic Area Studies "Fourth International Conference 2013: New Horizons in Islamic Area Studies", 2013年11月2日、4日、ラホール(パキスタン)(ポスター発表)

〔図書〕(計 1 件)

福島康博 他、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所、Islam and Cultural Diversity in Southeast Asia, 2015年、総ページ数 298 ページ、分担箇所 203-224 ページ

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

〔その他〕

6. 研究組織

(1) 研究代表者

福島 康博 (FUKUSHIMA, Yasuhiro)

東京外国語大学・アジア・アフリカ言語文化研究所・研究員

研究者番号：20598908